

(別添1)

事業評価の結果（共通項目）

福祉サービス種別 認定こども園
事業所名（施設名） 明星保育園

第三者評価の判断基準
長野県福祉サービス第三者評価基準の考え方と評価のポイント、評価の着眼点【保育所】共通項目に係る判断基準による

○判断基準の「a、b、c」は、評価項目に対する到達状況を示しています。
「a」評価・・・よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
「b」評価・・・aに至らない状況＝多くの施設・事業所の状態、aに向けた取組みの余地がある状態
「c」評価・・・b以上の取組みとなることを期待する状態

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点		特記事項
I 福祉サービスの基本方針と組織	1 理念・基本方針	(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a)	■	1 理念、基本方針が法人、保育所内の文書や広報媒体（パンフレット、ホームページ等）に記載されている。	○理念、基本方針はホームページをはじめ、入園のしおり、パンフレット、保育の全体的な計画等に記載されています。保護者が目にする入園のしおりとパンフレットはイラストやカラーページとなっており、大変わかりやすい内容となっています。理念等は毎月の園だよりにも掲載されています。 ○基本方針は、理念を具体化した保育ビジョンを明確にしたうえで策定されており、目指す子ども像とともに、ピラミッド型の図入りで系統立てた内容となっています。 ○理念、基本方針は理事長研修や職員会で周知されています。職員室にも掲示されており、職員の自己評価コメント、聞き取り調査においても周知されていることがわかりました。
					■	2 理念は、法人、保育所が実施する保育の内容や特性を踏まえた法人、保育所の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。	
					■	3 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。	
					■	4 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。	
					■	5 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、保護者等への周知が図られている。	
					■	6 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。	
					■	7 理念や基本方針を保護者会等で資料をもとに説明している。	

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点			特記事項
	2 経営状況の把握	(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	① 事業経営をとるべく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a)	■	8	社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。	○飯田市作成の「こども未来戦略」や「第2期子育て応援プラン」等を参考にしたり、本部との定期的な理事会・会議の中で、地域の状況や経営環境などを把握し、課題について検討を行っています。 ○園長は独自にも、地域の保健師から積極的に情報を得て、子どもの数の推移や出生数等を把握しています。 ○本部との連携で、常に決算書の確認、コストの把握を行っています。
			② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a)	■	9	地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。	
					■	10	子どもの数・利用者（子ども・保護者）像等、保育のニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、法人（保育所）が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。	
					■	11	定期的に保育のコスト分析や保育所利用者の推移、利用率等の分析を行っている。	
					■	12	経営環境や保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。	○毎月の法人会議、理事会や評議委員会で経営状況や課題について共有、相談をしています。 ○園長、主幹、事務主任との話し合いを定期的に行い、行政や利用者の情報から社会全体の情勢や園の運営課題等について把握して、改善策等を明らかにしています。 ○必要な内容や課題等は職員会で情報を共有し、職員全体での周知に努めています。
					■	13	経営状況や改善すべき課題について、役員（理事・監事等）間での共有がなされている。	
					■	14	経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。	
					■	15	経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。	

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点			特記事項
	3 事業計画の策定	(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a)	■	16	中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標（ビジョン）を明確にしている。	○保育の理念を園の大きな目標として位置づけ保育目標や方針を明記しています。 ○令和2年に制定した中・長期計画では質の高い福祉サービス、経営形態の変更、施設整備等を盛り込み、令和4年度に見直しを行いました。見直しの経緯をファイリングし、職員室に保管、誰でも、いつでも閲覧できるようにしています。 ○今年度は新たに「みんなしあわせプロジェクト」を立ち上げてパート職員も含めた職員で中・長期計画の見直しと策定に取り組んでいました。
					■	17	中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。	
					■	18	中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	
					■	19	中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。	
			② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a)	■	20	単年度の計画には、中・長期計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。	○今年度の計画の中で事業計画が明記されています。法人の運営規程にも記載されている保育方針を踏まえて事業計画が策定され、園のグランドデザインをはじめとして、具体的な保育方法、育てたい子どもの姿、保育の環境、地域や小学校との連携、危機管理、職員の資質向上への取組、子育て支援策などが明記されています。 ○前年度の評価反省をもとに作成した事業計画は、園内研修において定期的の実施状況の評価を行っています。
					■	21	単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。	
					■	22	単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。	
					■	23	単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	
		(2) 事業計画が適切に策定されている。	① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a)	■	24	事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。	○保育計画は、毎年度末に見直しが行われ、次年度の計画に反映させています。 ○計画の実施記録や記録に基づく評価、見直しを定期的に行い、委員会や園内研修、担当する子どもの年齢別職員研修、各分野・項目による担当者会議等で具体的に検討しています。検討結果はその都度全職員に周知されています。 ○事業計画は、保育園の職員だけではなく、法人の理事会、評議委員会、保護者会でも報告がされて関係者への周知、理解を図っています。
					■	25	計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。	
					■	26	事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。	
					■	27	評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。	
					■	28	事業計画が、職員に周知（会議や研修会における説明等が）されており、理解を促すための取組を行っている。	

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点		特記事項
			② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a)	■	29 事業計画の主な内容が、保護者等に周知（配布、掲示、説明等）されている。	○事業計画の内容は、ホームページや入園のしおり、年間行事計画書、園だよりで保護者に知らせています。 ○ホームページや園のブログの閲覧方法を園だよりと入園のしおりで説明しています。 ○保護者が理解しやすいように、パンフレットは写真入り、入園のしおりも写真、イラストや図を用いて丁寧にわかりやすい説明文が書かれています。 ○年度初めの保護者会では保護者会冊子として事業報告を配布し、説明をしています。
					■	30 事業計画の主な内容を保護者会等で説明している。	
					■	31 事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。	
					■	32 事業計画については、保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。	
	4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組	(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a)	■	33 組織的にPDCAサイクルにもとづく保育の質の向上に関する取組を実施している。	○園内研修は定期的に、または必要に応じて随時行われており、保育記録に基づく振り返りだけではなくその時々課題に対しても、見直しや評価をして次の活動や保育士の働き掛けにつなげています。 ○職員室に大きく保育目標を掲示して、子どもを真ん中にした保育の実現のためにも育ちあう共主体保育、チーム保育、保護者支援を柱に掲げた特大模造紙を貼っています。職員は意見や提案、課題提出をそこにメモし、常に保育の質を向上させる意識をもって保育をしています。
					■	34 保育の内容について組織的に評価（C：Check）を行う体制が整備されている。	
					■	35 定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。	
					■	36 評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。	
			② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a)	■	37 評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。	○令和3年度の第三者評価結果を受けて、評価結果を分析、検討して園全体で改善に向けた取組をしていました。 ○職員間でも課題の共有をしています。職員会や園内検討会で話し合いや自己評価を行っています。また、職員一人ひとりが改善に向けて積極的に提案をしたり意見交換を行う仕組みがありました。 ○職員は、園長や主幹との面談も多く、保育の話をする機会が多い、というコメントを寄せています。
					■	38 職員間で課題の共有化が図られている。	
					■	39 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。	
					■	40 評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。	
					■	41 改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。	

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点			特記事項
Ⅱ組織の運営管理	1管理者の責任とリーダーシップ	(1) 管理者の責任が明確にされている。	① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a)	■	42	施設長は、自らの保育所の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。	○園長は職員会や朝礼などの機会をとらえて経営にかかわる事項を職員に伝えています。 ○園内の職務分担表において、園長の役割や責任を明らかにしています。法人の運営規程の中でも方針や取組が明記されています。 ○危機管理マニュアルに基づいて非常時の役割と責任が明確にされています。園長不在時は主幹が園長の代行としています。
					■	43	施設長は、自らの役割と責任について、保育所内の広報誌等に掲載し表明している。	
					■	44	施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。	
					■	45	平常時のみならず、有事（災害、事故等）における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。	
		② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a)	■	46	施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持している。	○園長は法人の運営規程をはじめとして遵守すべき法令を理解しています。園運営にあたって労働基準法や個人情報保護規程なども把握しており利害関係者とも適正な関係を保っています。 ○今年度は「安全計画」の作成、「虐待防止マニュアル」の改定への取組のほか、「子ども誰でも通園制度」の試行的事業に参画するなど職員や子どものための研修や最新の内容を把握するための取組をしています。 ○園長は、職員会や園内研修、朝礼などで遵守すべき法令などについて職員にわかりやすく説明し周知徹底を図っています。	
				■	47	施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。		
				■	48	施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。		
				■	49	施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。		

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点		特記事項	
		(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。	① 保育の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a)	■	50	施設長は、保育の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。	○園長は主幹保育士、クラス主任等と連携をしながら、保育の質の向上のため職員会等で振り返りを行いながら、継続して課題に取り組んでいます。 ○園長は園内に様々な運営委員会を配置し、園内支援、人材育成、人権、安全面や衛生管理等に関わる意見や提案を求めながら組織的に保育の質の向上に取り組み、職員の積極性や創造力、協調性を大切に育てています。 ○園長、主幹は園内研修を充実させるとともに外部講師による研修会も実施し、グループワークを行うなど保育の質の向上に努めていました。 ○園長自ら「Nタクシーに見る職場風土」という研修を開催し、利用者から評判のよいサービス、思いやりの社風を共有、また「LGBTQ」の学習会も開催しました。
					■	51	施設長は、保育の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。	
					■	52	施設長は、保育の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	
					■	53	施設長は、保育の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。	
					■	54	施設長は、保育の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。	
			② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a)	■	55	施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。	○園長は法人の理念や基本方針に沿って人員配置を行い、法人会議において経営の改善や課題確認を行うなどし、その上で職員の確保や経営改善・業務の効率化に向けた取組をしています。 ○園内では管理運営委員会が中心となってチームワークを大切にしたり、ワーク・ライフ・バランスへの配慮をするなど、職員が働きやすい職場づくりを目指しています。 ○タブレットなどを利用したICT化を進め、作業効率を上げることで事務作業等の効率化を図っています。
					■	56	施設長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。	
					■	57	施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。	
					■	58	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点			特記事項
	2 福祉人材の確保・育成	(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理体制が整備されている。	① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a)	■	59	必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。	○園では長期的な子どもの入所見込み数等にも配慮しながら、必要な人材確保に向けて計画的に取組をしています。 ○募集については、毎年地元の短大で行われるキャリアガイダンスに参加して積極的に新卒採用に努めています。また、ハローワークに募集をかけるなど多様な方法で人材確保に取り組んでいます。 ○保護者や地元の方たちとの会話、地域の会議、職員からの情報などでも情報を集めて、声掛けをするなど人材確保に努めています。
			■	60	保育の提供に関わる専門職の配置、活用等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。			
			■	61	計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。			
			■	62	法人（保育所）として、効果的な福祉人材確保（採用活動等）を実施している。			
			② 総合的な人事管理が行われている。	a)	■	63	法人（保育所）の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。	○法人の理念や基本方針、園の全体的な計画等の中で職員の基本姿勢が明記されています。毎年職員に配布される業務計画書は説明と周知を行った上で、いつでも確認することができるようにしています。 ○法人の就業規定等で人事基準を明確にして人事考課を行っています。職員の経験年数や資格、等級、職務の成果や貢献度などを基準に評価をしています。また、年間で3回の個人面談が実施されています。そのほかにも必要に応じて面談を行い、職員の意向や意見を聞いています。 ○法人には人事考課制度のほかにキャリアパス規定もあり、職員は将来の姿を描き、自身の課題や目標を明確にできるようにしています。
			■	64	人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準）が明確に定められ、職員等に周知されている。			
			■	65	一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。			
			■	66	職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。			
			■	67	把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。			
			■	68	職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができています。			

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	特記事項
		(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。	① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a)	■ 69 職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。 ■ 70 職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。 ■ 71 職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。 ■ 72 定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。 ■ 73 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。 ■ 74 ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。 ■ 75 改善策については、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。 ■ 76 福祉人材の確保、定着の観点から、組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。	○園では「子育て応援宣言」を行い業務改善委員会が中心となって仕事の効率化に取り組んでいます。毎週水曜日はノー残業デーとして定時退勤を目指しています。 ○園長は個人面談や相談を通して職員の家庭状況の把握に努め、就労希望に沿って勤務できるよう、ワークライフバランスに配慮しています。また、職員の時間外労働や有給休暇取得状況等を職員からの届出により、管理をしています。 ○職員の健康状態について常に留意をしています。体調不良などは受診や休養をとるよう進言しています。また、全職員が健康診断を受診し、心身の健康増進に努めています。 ○法人による福利厚生の一環としてスポーツジム利用の補助や園で使用する被服の補助などがあります。 ○職員の聞き取りからは、体調不良など急な休暇願も受け止めてもらい休みがとりやすいとの話が聞けました。
		(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a)	■ 77 組織として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。 ■ 78 個別面接を行う等保育所の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。 ■ 79 職員一人ひとりの目標の設定は、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされた適切なものとなっている。 ■ 80 職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。 ■ 81 職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末（期末）面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。	○法人が期待する職員像として、業務計画書に役職や等級、経験年数等による役割を明確にしています。職員は一人ひとりが目標設定を行い、園長との面談で進捗状況を把握し目標管理を行ったり、自己評価につなげています。個人目標は年度はじめの職員会で理事長、園長が示したテーマに基づき設定しています。 ○新任職員は6か月育成シートを活用して具体的な目標と見直しを実施しています。 ○園長は全職員を対象にして働き方の確認や目標設定等の面談を行っています。また、本人の希望に沿って園内研修や各研修等への参加を促進していました。 ○職員面談や相談、アドバイスなどが充実していることが職員の自己評価からもわかりました。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点		特記事項
			② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a)	■	82 保育所が目指す保育を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。	○年度はじめに配布される業務計画書には、職員の資質・専門性の向上や、保育方針と保育方法・環境設定等について明記されています。法人や園が目指す保育実施のために保育士に期待する質を明確にしています。 ○主幹は職員の資質向上（専門資格や技術、新しい情報獲得など）のための研修に参加できるよう職員体制と職員配置を整えています。 ○主幹を中心に園内研修も充実させています。外部研修の報告と検討、園の保育計画の評価と見直しが定期的に行われているほか、未満児や配慮が必要な子どもへの個別計画の見直しと引継ぎは綿密に実施されています。
					■	83 現在実施している保育の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、保育所が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。	
					■	84 策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。	
					■	85 定期的に計画の評価と見直しを行っている。	
					■	86 定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。	
			③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a)	■	87 個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。	○園長は主幹、主任保育士等と連携、保育現場での状況確認、また面談等から職員一人ひとりの保育技術水準や専門資格、知識等を把握しています。 ○複数担任制によるチーム保育を実施しており、経験や技術などを考慮したクラス編成をしています。その中で、ミドルリーダーがOJTを行えるよう配慮しています。 ○各職員がそれぞれに担当しているクラスの職務や職種に応じて必要な研修に参加できるようにしています。キャリアアップ研修は雇用形態にかかわらず積極的に取り組んでいます。 ○OJTを適切に行うため、指導内容や方法を標準化したOJT指導者研修を実施しています。
					■	88 新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。	
					■	89 階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。	
					■	90 外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。	
					■	91 職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。	

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	特記事項
		(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。	① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b)	■ 92 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。 ■ 93 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。 ■ 94 専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。 □ 95 指導者に対する研修を実施している。 ■ 96 実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。	○実習生の受け入れマニュアルが制定されています。マニュアルに基づいて実習生の受け入れを積極的に行い、学生や学校との連携を密にしています。 ○園では採用時実習も実施しています。評価は事務主任も含めた複数職員で行い、多方面からの評価をしています。 ○受け入れマニュアルは、手順や体験する保育内容だけではなく、指導者による方針や評価のばらつきが出ないよう、指導方法をできる限り統一することや、指導者の選定、研修が行われることを期待します。
	3 運営の透明性の確保	(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a)	■ 97 ホームページ等の活用により、法人、保育所の理念や基本方針、保育の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。 ■ 98 保育所における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。 ■ 99 第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。 ■ 100 法人（保育所）の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人（保育所）の存在意義や役割を明確にするように努めている。 ■ 101 地域へ向けて、理念や基本方針、事業所で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。	○法人のホームページには、法人および保育園の理念、基本方針、保育方針、事業計画と事業報告、決算情報が記載されています。これらの情報は誰でも閲覧できるよう公開されています。 ○保育園のホームページやパンフレットに保育理念や方針、園の紹介と特色および活動内容、クラス紹介、園へのアクセスなどが掲載されています。園の紹介は写真入りで保育園の様子がわかりやすい内容となっています。ホームページやブログ、インスタグラムへのアクセス案内もしています。 ○前回の第三者評価の受審結果はワムネットにより紹介されています。
			② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a)	■ 102 保育所における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。 ■ 103 保育所における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている ■ 104 保育所の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。 ■ 105 外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。	○事務・経理・取引等に関するルールや全職員の職務分掌は業務計画に明記されています。経理規程を遵守し、辞令によって出納係を任命しています。保育園における全責任者は園長と定められています。 ○経理内容は毎月外部の顧問会計事務所によるチェックを受けています。 ○毎年、飯田市と県による定期監査、行政事務監査が行われています。また、毎年5月には法人監査を受けています。 ○園長は行政監査の指導項目について、保育内容に関わることは主幹より全職員へ、事務経理内容については事務主任より事務職員に周知して、改善を行っています。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点		特記事項	
	4 地域との交流、 地域貢献	(1) 地域との関係が適切に確保されている。	① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a)	■	106	地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。	○園の保育方針に「地域の人々、障がいのある人々との交流を通じていろいろな人との関わりを持ち、他者の多様性に触れる」と明記されています。全体的な計画の中でも「地域における子育て支援」を掲げ、園は地域の様々な人や機関と連携しています。 ○公民館主催の育児サークルへの協力や文化祭参加、自治会主催の夏祭りや文化祭、デイサービスとの交流、卒園児との集いなど保育園は積極的に、地域の子育てに関わる社会資源としての役割を担っています。 ○地域で行われる行事や児童館、市の関係機関や図書館などで開催されるいろいろなイベント等の情報を園だよりや掲示板、チラシを使って保護者に提供しています。 ○個々の子どもや保護者のニーズに応じて、専門機関の子育て相談や発達相談等の機関があることを伝えています。
					■	107	活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で保護者に提供している。	
					■	108	子どもの個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。	
					■	109	保育所や子どもへの理解を得るために、地域の人々と子どもとの交流の機会を定期的に設けるなどの取組を行っている。	
					■	110	個々の子ども・保護者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。	
			② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b)	■	111	ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。	
					■	112	地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化している。	
					□	113	ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。	
					■	114	ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。	
					■	115	学校教育への協力を行っている。	

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	特記事項
		(2) 関係機関との連携が確保されている。	① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a)	■ 116 当該地域の関係機関・団体について、個々の子ども・保護者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。 ■ 117 職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。 ■ 118 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。 ■ 119 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。 ■ 120 地域に適当な関係機関・団体がない場合には、子ども・保護者のアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。 ■ 121 家庭での虐待等権利侵害が疑われる子どもへの対応について、要保護児童対策地域協議会への参画、児童相談所など関係機関との連携が図られている。	○地域の関連関係施設として、市町村や学校、医療機関、学校、各専門相談事業所、児童相談所、警察署、消防署等をリスト化し、事務室に掲示しています。 ○関係機関との連絡や情報交換などを積極的に行い、支援が必要な子ども・保護者のケア会議を開催して必要な支援が届くよう取組をしています。各種機関との連携内容は記録し、職員との情報共有を図っています。 ○地区の保健師が定期的に開催する鼎地区4園の連絡会議は保育園同士の情報交換や地域の情勢等を把握する機会となっています。
		(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a)	■ 122 保育所（法人）が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流や相談事業などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。 ■ 123 （保育所） 保育所のもつ機能を地域へ還元したり、関係機関・団体との連携、民生委員・児童委員等との定期的な会議の開催等を通して、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めている。 ■ 124 （保育所） 地域住民に対する相談事業などを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。	○法人は、保育園に隣接した施設で放課後児童クラブ（明星児童クラブ）を運営しています。地域の民生・児童委員、自治会役員が運営委員となっており、定期的に運営委員会を開催しています。運営委員会への参加から園では地域の情報を収集、福祉ニーズや課題の把握に努めています。 ○未就園児の交流事業として月に1回「おひさまクラブ」を開催しています。未就園児親子に交流の場を提供することで、子育て相談に応じるとともに地域の福祉ニーズの把握に努めています。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	特記事項
			② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a)	■ 125 把握した福祉ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動（地域の子どもの育成・支援、子どもの貧困への支援等）を実施している。 ■ 126 把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。 ■ 127 多様な機関や地域住民等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。 ■ 128 保育所（法人）が有する福祉サービスの提供に関するノウハウや専門的な情報を、地域に還元する取組を積極的に行っている。 ■ 129 地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。	○把握した福祉ニーズに基づき、子育て相談の中から必要に応じて専門機関につなげるなどの支援をしています。 ○子育て支援の一環として、一時預かり保育やインクルーシブ保育の実践、子ども誰でも通園制度、また子育て相談や親子の相互交流の場の提供などの事業を実施しています。 ○高齢者デイサービス施設への訪問や施設利用者の園への訪問の機会にはふれあい遊びなどをして交流を深めています。また、地域の納涼祭や文化祭には「明星ちびっこ太鼓」を披露するなど地域の方とのコミュニケーションを図り、活性化に貢献しています。 ○災害時には地域の指定避難施設としての役割を担っています。AED設置や備蓄品・授乳場所などの準備があります。
Ⅲ 適切な福祉サービスの実施	1 利用者本位の福祉サービス	(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。	① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a)	■ 130 理念や基本方針に、子どもを尊重した保育の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。 ■ 131 子どもを尊重した保育の提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。 ■ 132 子どもを尊重した保育に関する基本姿勢が、保育の標準的な実施方法等に反映されている。 ■ 133 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。 ■ 134 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。 ■ 135 子どもが互いを尊重する心を育てるための具体的な取組を行っている。 ■ 136 性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮している。 ■ 137 子どもの人権、文化の違い、互いに尊重する心について、その方針等を保護者に示すとともに、保護者も理解を図る取組を行っている。	○保育園の理念や計画書には「一人ひとりの個性が尊重され、」との文面があり、社会人として必須の「保育士の心得八か条」も掲載されています。年度初めの職員会では理念・方針とともに読み合わせを行い職員に周知徹底しています。 ○園内の人権倫理委員会は定期的に「人権チェックリスト」のアンケートを行い、不適切保育の未然防止に努めています。子どもの尊重や基本的人権への配慮については、職員会議等で保育の振り返りを行ない、子どもを一番にした対応を行なっていたかを把握、評価をして、必要な対応を行っています。また、令和5年度には園長が「LGBTQ」の園内研修を開催しました。 ○異年齢との交流も意図的に行って、思いやりの心を育てています。子どもが互いを尊重する心を育てるため、日々の保育において、職員は子どもの思いを聞き、代弁したり援助したりして、相手の気持ちに気付けるようにしています。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	特記事項
			② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	a)	■ 138 子どものプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。 ■ 139 規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した保育が実施されている。 ■ 140 一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守るよう設備等の工夫を行っている。 ■ 141 子ども・保護者にプライバシー保護に関する取組を周知している。	○個人情報保護法の法令化に基づき園の個人情報保護マニュアルを制定しています。 ○子どものプライバシー保護について、入園のしおりや業務計画に記載し、年度初めの職員会でも読み合わせをして職員に周知しています。 ○園では、プール活動の工夫をしたり、手作りパーティーを多く用いて着替えやクールダウンなどにも活用していました。 ○園が必要な範囲で子どもの情報や写真等を緊急時の連絡、広報活動としてパンフレットやホームページなどに使用することなどについて、紙面による保護者の同意を得ています。
		(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。	① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a)	■ 142 理念や基本方針、保育の内容や保育所の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。 ■ 143 保育所を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。 ■ 144 保育所の利用希望者については、個別に丁寧な説明を実施している。 ■ 145 見学等の希望に対応している。 ■ 146 利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。	○園内設置の広報委員会が、ホームページやブログ、Instagramなどにわかりやすく親しみやすい文面や写真・イラストを掲載し、こども園の紹介をしています。入園のしおりにもこども園の理念や方針、保育目標・特色などのほか、園舎案内図、年間行事予定、一日のスケジュール、日常保育で用意するもの等を記載し、説明しています。 ○こども園の資料は市役所のほか地域の公民館や自治振興センターなどにも置いて、誰でも手に取れるようにしています。 ○利用希望者からの問い合わせや園見学には丁寧に対応し、入園のしおりを用いて説明しています。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	特記事項
			② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a)	■ 147 保育の開始及び保育内容の変更時の説明と同意にあたっては、保護者等の意向に配慮している。 ■ 148 保育の開始・変更時には、保護者等がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。 ■ 149 説明にあたっては、保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。 ■ 150 保育の開始・変更時には、保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。 ■ 151 特に配慮が必要な保護者への説明についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。	○保育の開始や変更時には、理念・方針などの全体的な園紹介を園長が、事務手続き関係は事務主任、保育内容の説明は主幹保育教諭が行うという体制が整い、保護者にとってわかりやすい説明に努めています。 ○園の様子はパワーポイント等の映像を使用することでより具体的に保護者に知ってもらえるような取組がありました。 ○飯田市で定められた書式により保育の開始・変更の手続きが行われています。 ○配慮が必要な保護者には、必要に応じて専門機関の職員等とも連携し、わかりやすく説明しています。
			③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対を行っている。	a)	■ 152 保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。 ■ 153 保育所の利用が終了した後も、保育所として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。 ■ 154 保育所の利用が終了した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡ししている。	○子どもや保護者が園を変更したり卒園した後も必要な支援や配慮が引き継がれるよう取組をしています。園においても、卒園後引き続いて相談できますよ、という通知を出して保護者に安心してもらえる取組があります。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	特記事項
		(3) 利用者満足の上昇に努めている。	① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a)	■ 155 日々の保育のなかで、子どもの満足を把握するように努めている。 ■ 156 保護者に対し、利用者満足に関する調査が定期的に行われている。 ■ 157 保護者への個別の相談面接や聴取、保護者懇談会が、利用者満足を把握する目的で定期的に行われている。 ■ 158 職員等が、利用者満足を把握する目的で、保護者会等に出席している。 ■ 159 利用者満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、検討会議の設置等が行われている。 ■ 160 分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。	○年度はじめの保護者総会にはクラス主任が出席して保護者の意見を聞く機会としています。保護者総会で聞いた意見はクラス職員に伝えて共有しています。 ○保護者との個別面談ではクラス担任のほか園長、主幹も立ち合い話を聞いたり相談を受けたりしています。 ○保育計画には、保護者の願いに耳を傾けることを大切にすると明記しています。 ○職員は日々の生活や遊びの中で、子どもたちの会話や表情、態度などをよく観察するよう努めています。子ども同士の関わりにも目や耳を傾け、様々な場面で職員同士で共有しながら子どもが意欲的に活動しているか、不安な様子はないか、などの満足度を把握するように努めています。 ○保護者には行事後や年度末に、ICTシステムより保護者からの連絡帳欄等の確認を行ない、利用者満足度を把握しています。把握した結果は職員で共有し、話し合っています。
		(4) 利用者が意見を述べやすい体制が確保されている。	① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a)	■ 161 苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置）が整備されている。 ■ 162 苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を保護者等に配布し説明している。 ■ 163 苦情記入カードの配布やアンケート（匿名）を実施するなど、保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。 ■ 164 苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。 ■ 165 苦情内容に関する検討内容や対応策については、保護者等に必ずフィードバックしている。 ■ 166 苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た保護者等に配慮したうえで、公表している。 ■ 167 苦情相談内容にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。	○苦情受付担当者を主幹保育教諭、苦情解決責任者を園長とし第三者委員も明示したポスターを保育園の入口に掲示しています。 ○アプリの連絡帳などでも意見や提案を聞いたり、個別の相談については、時間と場所を設定して、園長、主幹、クラス担任、事務主任が対応しています。 ○「こころのとびら」というポストを設置して保護者が匿名でも意見を出しやすいようにしています。苦情内容と解決策はプライバシーに配慮しながら公表しています。また、内容や解決策などの経過も含めて適切に記録、保管をしています。 ○苦情の内容や意見、提案は職員会議で共有して保育の質の向上に取り組んでいます。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	特記事項
			② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a)	■ 168 保護者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。 ■ 169 保護者等に、その文章の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。 ■ 170 相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。	○保護者の相談や意見は、担任以外にも園内に相談窓口があることを知らせています。また、保育園以外にも専門機関を含めて複数相談できる場所があることを伝えていきます。 ○保護者からの相談場所はプライバシー保護や、落ち着いた話が聞けるように配慮し、隣接する児童クラブの建物も使用することがあります。
			③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a)	■ 171 職員は、日々の保育の提供において、保護者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。 ■ 172 意見箱の設置、アンケートの実施等、保護者の意見を積極的に把握する取組を行っている。 ■ 173 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。 ■ 174 職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。 ■ 175 意見等にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。 □ 176 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。	○職員は送迎時に保護者一人ひとりに声をかけ、前日の様子を聞いたり、子どもの園での様子を伝えたりしています。保護者の様子から個別の相談が必要と思えた時は主任や主幹を通して対応を工夫しています。 ○意見箱の設置、行事後や年度末にICTシステムより保護者からの連絡帳欄等確認、個人面談や懇談会等を通じて、保護者からの意見や要望を把握しています。 ○保育園業務マニュアルには苦情対応の手順が記載されています。保護者からの意見・相談は職員から主幹や園長に相談し必要に応じて園長が対応します。検討に時間がかかる場合は保護者に伝えたくうえで必ず回答するようにしています。
		(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。	① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a)	■ 177 リスクマネジメントに関する責任者の明確化（リスクマネジャーの選任・配置）、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。 ■ 178 事故発生時の対応と安全確保について責任、手順（マニュアル）等を明確にし、職員に周知している。 ■ 179 子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。 ■ 180 収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。 ■ 181 職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。 ■ 182 事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。	○リスクマネジメントに関する最終責任者は園長としています。園では自主的にリスクマネジメント委員会を設置しています。定期的に委員会を開催して課題を共有したり研修を実施したりするなど組織的な取組が見られました。 ○リスクマネジメント委員会を中心にヒヤリハットの内容を確認し、対策を検討します。ヒヤリハット事案については早急に全職員で共有するとともに解決に向けて話し合い、対策を講じています。 ○園内で事故が発生しやすい場所や時間等を示す事故マップを作成して事故防止、再発防止に努めています。 ○事故対応・救急対応マニュアルがあり対応手順等を職員に周知しています。 ○消防署の協力を得て、救急救命士から心肺蘇生法、AEDの使い方、夏の水の事故防止策等の研修を行っています。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	特記事項
			② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a)	■ 183 感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。 ■ 184 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。 ■ 185 担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。 ■ 186 感染症の予防策が適切に講じられている。 ■ 187 感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。 ■ 188 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。 ■ 189 保護者への情報提供が適切になされている。	○感染症対策責任者は園長です。園では感染症対応マニュアルを作成し、園内や職員の衛生管理、感染予防対策、給食調理にかかわる対策等を詳細に明示し、職員に周知しています。 ○衛生委員を中心に園内研修を実施して職員の意識統一を図ったり、マニュアルの見直し等を行っています。 ○感染症の事前情報として保健だよりの掲示や配布をしています。 ○感染症が発生した場合は、症状に応じて関係機関と相談、指示を受けながら対応しています。保育中の発熱時には子どもを不安にさせないように配慮して、所属の看護師を中心に必要な隔離等をしたうえで迎えを待つようにしています。また、プライバシーにも配慮しながらアプリ等で保護者への感染症発生の情報提供をしています。
			③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にやっている。	a)	■ 190 災害時の対応体制が決められている。 ■ 191 立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、保育を継続するために必要な対策を講じている。 ■ 192 子ども、保護者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。 ■ 193 食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。 ■ 194 防災計画等を整備し、地元の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。	○防災・防犯委員会が設置されています。災害時の対応についてBCPマニュアルを策定し、自然災害や緊急事態が発生した時の手順を周知しています。 ○毎月、避難訓練を実施しています。消防士立会いの下、地震や火災を想定して避難・通報訓練、消火訓練を行い、また警察官立会いの下での不審者対策訓練などを実施しています。アプリを使って災害時でも使える手段の訓練として情報伝達、保護者への引き渡し訓練も行っています。 ○食料や備品等の備蓄リストを作成しています。調理部門と連携し適切に管理をしています。2か月に1回は災害時を想定して備蓄食料を食べてみるなどの経験もしながら入れ替えをしています。備蓄品の準備は地域にも周知しています。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点		特記事項
	2 福祉サービスの質の確保	(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。	① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a)	■	195 標準的な実施方法が適切に文書化されている。	○保育の全体的な計画や理念の中には、目指す子ども像が明確に記載されており、保育の方法や内容が詳細に文書化されています。基本的には「保育指針」を基準としていますが、保育園独自のマニュアルも策定しています。保育理念には一人ひとりの個性を尊重する、という文面があります。 ○保育の実施方法として、指導計画を作成し、年齢ごとの基本的な生活習慣の育ちを大切にしています。職員間では主幹を交えてクラス会議やケース会議が行われており、標準的な保育の実施や確認につながっています。 ○園長を中心に保育指針の読み合わせに努め、意識を高めています。
			② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a)	■	196 標準的な実施方法には、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。	
					■	197 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。	
					■	198 標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。	
					■	199 標準的な実施方法により、保育実践が画一的なものとなっていない。	
					■	200 保育の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。	○標準的な保育の検証・見直しは日々のクラス会、職員会、クラス主任会で定期的に行われています。日々の保育の記録を簡単に手書きで残り園長や主幹を確認して、一言アドバイスをやっての検証もしています。 ○指導計画の「評価・反省」の内容から、保育実践や環境設定が子どもにとってふさわしかったかなどを、職員会議や園内研修で話し合い、必要があれば計画の修正も行います。 ○市や県の巡回訪問指導を受け、専門的な指導や個別支援のアドバイスをいただいています。 ○保護者からの要望は日々の連絡帳や送迎時の会話、懇談会、個人面談から把握し、個別計画に反映していました。
					■	201 保育の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的実施されている。	
					■	202 検証・見直しにあたり、指導計画の内容が必要に応じて反映されている。	
					■	203 検証・見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。	

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	特記事項
		(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。	① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	a)	■ 204 指導計画作成の責任者を設置している。 ■ 205 アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。 ■ 206 さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。 ■ 207 (保育所) 全体的な計画にもとづき、指導計画が作成されている。 ■ 208 子どもと保護者等の具体的なニーズ等が、個別の指導計画等に明示されている。 ■ 209 計画の作成にあたり、さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加しての合議、保護者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。 ■ 210 指導計画にもとづく保育実践について、振り返りや評価を行う仕組みが構築され、機能している。 ■ 211 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な保育の提供が行われている。	○指導計画作成の責任者は主幹保育教諭が行っています。 ○入園時に児童票、健康記録、生活の記録等の提出や、必要に応じた個別面談により、家庭環境や身体状況、保護者の意向を把握しています。 ○個別支援が必要な場合は市が運営する発達センターや医療機関などと連携をして子どもにとって必要・効果的な支援ができるようにしています。場合によっては入園時面談で保育士、栄養士が対応し、その後の指導計画に反映しています。 ○指導計画は全体的な計画に基づき、子どもの発達や状況に応じて作成しています。定期的にクラス主任会で検討し、職員間でも振り返りや評価反省をしています。 ○子ども一人ひとりの発達や保護者の意向を取り入れて、0歳児は個別月間指導計画を作成しています。 ○当こども園では専門機関の担当者から紹介を受けた子どもの受入れも行い、一人ひとりに寄り添った適切な支援、保育をしています。
			② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a)	■ 212 指導計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、保護者の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。 ■ 213 見直しによって変更した指導計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。 ■ 214 指導計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。 ■ 215 指導計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、子ども・保護者のニーズ等に対する保育・支援が十分ではない状況等、保育の質の向上に関わる課題等が明確にされている。 ■ 216 評価した結果を次の指導計画の作成に生かしている。	○指導計画の見直しは、園内支援会議、クラス会、クラス主任会などで定期的に検討しています。外部専門機関などの講師の助言も参考にしながら職員会議でも検討、確認の上、保護者にも同意を得て変更しています。 ○様々な勤務形態の職員がいる中での緊急な変更があった場合は、朝礼、出勤し次第の連携、アプリ等での確認など様々な仕組みを作り、より迅速で確実にする工夫をしていました。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点		特記事項		
		(3) 福祉サービスの実施の記録が適切に行われている。	① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a)	■	217	子どもの発達状況や生活状況等を、保育所が定めた統一した様式によって把握し記録している。	○子ども一人ひとりの発達状況や生活状況は統一した様式の児童票、健康調査書、成長記録、経過記録等に記録し、把握しています。 ○記録内容は日々のクラス会やクラス主任会、職員会で職員に共有されています。 ○記録の書き方は職員間で差異が生じないように、クラス主任や主幹保育教諭が指導しています。 ○園の様々な情報については、職員会議や朝礼等を通じて、職員全員が共有しています。 そのほかには、ICTシステムにより職員間の園内連絡を行い、情報を共有しています。	
					■	218	個別の指導計画等にもとづく保育が実施されていることを記録により確認することができる。		
					■	219	記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。		
					■	220	保育所における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。		
					■	221	情報共有を目的とした会議の定期的な開催等の取組がなされている。		
					■	222	コンピュータネットワークや記録ファイル等を通じて、事業所内で情報を共有する仕組みが整備されている。		
				② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a)	■	223		個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。
			■			224	個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。		
			■			225	記録管理の責任者が設置されている。		
			■			226	記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。		
			■			227	職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。		
			■			228	個人情報の取扱いについて、保護者等に説明している。		